

南風原町手話及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例

言語は、社会、経済、文化その他あらゆる分野を創造する上で必要不可欠なものである。手話は、ろう者が知識を蓄え、文化を創造し意思を伝え合うために受け継ぎ、発展させてきた視覚的に表現される言語である。平成18年の国際連合総会において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された障害者の権利に関する条約が採択され、平成26年に我が国も批准した。

私たちのまち南風原町は、障がいのあるなしにかかわらず、一人ひとりを尊重し、お互いの個性を認め合い支え合って、安全、安心な住みよいまちづくりを進めているが、障がいのある人達の中には、文字や音声を言葉の意味として理解できず、意思を伝え合うことに不安を抱えて生活している町民もいる。本町では、沖縄戦で手話を使ったろう者がスパイと疑われ、障がいのある人達の人権が奪われてきた歴史もある。

これらを踏まえて、手話は言語であるという認識に立ち、手話を含む言語、触手話、要約筆記、音訳又は点字等による障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段（以下「手話言語等」という。）の利用を促進し、障がいのある人もない人も双方が心豊かに暮らすことができる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるという認識に立ち、手話言語等への理解の促進及び普及に関しての基本理念を定め、本町の責務及び町民並びに手話言語等に関わる団体や事業者（以下「町民等」という。）の役割を明らかにするとともに、本町が推進する施策の基本的事項を定めることにより、障がいのある人もない人も双方が地域で支え合い共生することができる地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 障がいのある人もない人も双方の人格と個性を尊重し認め合い、手話言語等による意思を伝え合う権利が尊重され、安全、安心で心豊かに暮らすことができる地域社会の実現を目指すものとする。

（町の責務）

第3条 本町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話言語等による意思疎通が円滑に行えるよう、手話言語等への理解の促進及び普及のために必要な施策を推進するものとする。

（町民等の役割）

第4条 町民等は、基本理念に対する理解を深め、次条に規定する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

（施策の推進）

第5条 本町は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障がい者のための施策に関する基本的な計画において、次の各号に掲げる施策について定め、これを実施するよう努めるものとする。

- (1) 手話言語等による意思疎通の支援に関すること。
- (2) 手話言語等による情報の取得に関すること。
- (3) 手話言語等の習得に関すること。
- (4) 学校等が行う手話言語等への理解の促進に関する活動の支援に関すること。
- (5) その他手話言語等への理解の促進及び普及に関すること。

(施策の推進に関する協議の場)

第6条 本町は、施策の推進について、ろう者、手話通訳者、その他関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設ける。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。